

ベトナムの中小企業政策に関する研究

ベトナムの中小企業振興施策の現状と課題

青 山 和 正

2013年1月

The Institute for Economic Studies
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya

Tokyo 157-8511, Japan



Research on SME's policy of Vietnam

~ Current Status and Issues of SME development policies in Vietnam ~

Kazumasa Aoyama

January 2013

Abstract

In recent years, Vietnam has significant economic growth but, for industrial infrastructure in Vietnam is weak, as if export expansion, must rely on imports of capital goods to intermediate goods, such as machinery and equipment.

Therefore, chronic trade deficit has been accumulated.

One of the strategies to overcome this issue, there is an urgent need to foster small businesses that form the supporting industries.

We can overcome the promotion of modernization and industrialization policy of SMEs, SME finance institution building, enhance credit guarantee system, and training of human resources SME support, the various issues is essential.

In contrast to the modernization policies of SMEs in post-war Japan, in this paper, we suggest the direction that should be on SME policy in Vietnam.

ベトナムの中小企業政策に関する研究

ベトナムの中小企業振興施策の現状と課題

青山 和 正

目 次

はじめに

第1章 ベトナムの経済発展と産業構造

1. ベトナムの経済成長率 GDP の推移
2. 貿易構造と貿易収支の慢性的赤字体質
3. 海外からの直接投資の推移

第2章 ベトナムの中小企業の捉え方

1. ベトナムの中小企業の定義
2. アジア各国の中小企業の定義

第3章 ベトナム中小企業の実態

1. 中小企業数の現状
2. 中小企業数の増加要因

第4章 ベトナム中小企業振興策の推移

1. 中小企業振興の重要性の認識
2. ベトナム中小企業政策の立案と実施

第5章 ベトナムと日本の中小企業政策・支援体制の比較

1. 日本の中小企業振興基盤の整備（1948～54年）
2. 日本の中小企業振興策の充実・強化（1955～60年代）
3. ベトナムと日本の中小企業政策・施策形成の比較

第6章 ベトナム中小企業政策の提言

はじめに

近年、どの国も中小企業の役割の大切さを認識し、中小企業振興支援に対してさまざまな産業振興政策や金融措置・税制面からの支援を講じてきている。一国の経済発展は、大企業や国営企業主体による基幹産業を育成するだけでは

片手落ちであり、しかも、それらの成長・発展だけでは雇用創出や就業機会の増大も期待できない。そのため産業の裾野を広げ、確固たる経済基盤を確立していくためには中小企業が重要な役割を演じるのである。また、それぞれの国の地域経済の発展は、きめ細かく地域ニーズを汲み取り、その地域の経営資源をもとに地場の産業を活性化することであるが、それは、大企業よりは中小企業が遥かに適している。

1986年「ドイモイ」政策による市場経済の導入により経済改革を推し進め、高い経済成長率を伸ばしているベトナムでも、1990年代後半以降に中小企業の育成と振興が就業や雇用機会の創出に加え、輸出拡大や輸入の代替による貿易赤字の解消、国際競争力の強化など、多くの経済効果をもたらすことが改めて認識されてきたところである。しかも「2020年までに基本的に近代志向の工業国になることを目標」（1996年第8回党大会で基本方針として定める）としているベトナムでは、その目標達成を推進するためにも中小企業の近代化・工業化を進め、裾野産業の育成や技術力の向上などへの取り組みが急務になってきている。

しかし、ベトナムは、タイ、マレーシア、インドネシアなどと比べると中小企業育成や振興のための政策・施策の整備が遅れており、中小企業振興に本格的に取り組みが始まったのは2000年以降である。2001年「中小企業振興に関する政令90号」を制定、計画投資省（MPI）の傘下に中小企業開発庁（ASMED AED）を設置し、中小企業振興関連の環境整備に着手した。2009年には政令90号を改定、中小企業の定義の見直し、信用保証の促進、地方省の中小企業開発計画の権限強化などの中小企業振興を強化している。

このようにベトナム政府による中小企業振興政策の立案や各種施策の実施には日が浅く、中小企業政策の体系化や中小企業支援人材の不足、中小企業金融制度の構築などもまだ途上である。とくに昨今、裾野産業の育成が強く叫ばれているものの、裾野産業への支援や政策・制度の整備は緒に就いたばかりである。本稿では、躍進著しいベトナムの経済発展における産業構造や貿易・投資環境を分析し、その脆弱性と課題を解明するとともに、産業基盤を形成するベトナム中小企業の地位と中小企業政策の形成プロセスを明らかにし、今後のベトナムの中小企業支援の課題を提示したい。

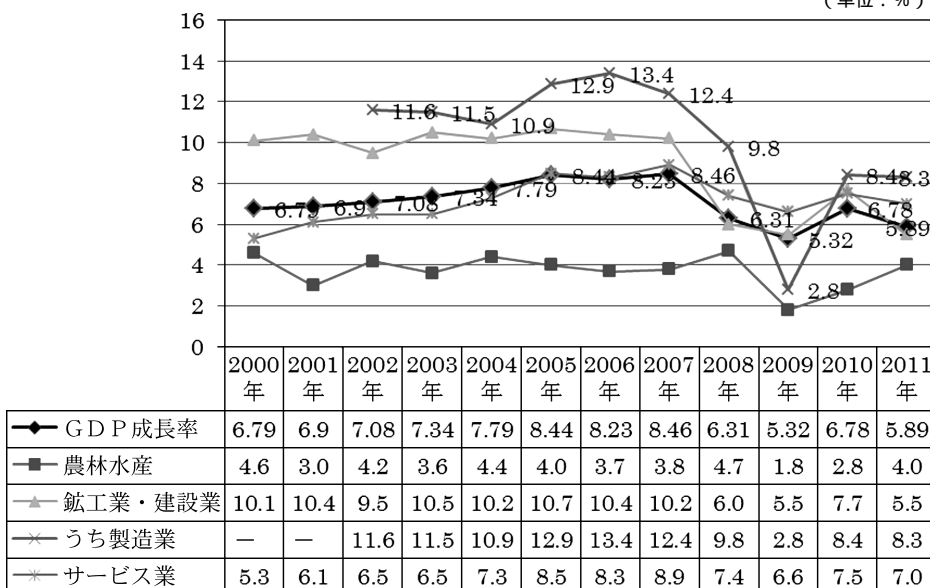
第1章 ベトナムの経済発展と産業構造

ベトナムでは、「ドイモイ」(刷新)政策が打ち出され以降は社会主義体制の下で、市場経済の導入、私营・個人経営の公認、対外開放政策を促進しながら高い経済成長が続いている。その間、1997年にはアジア通貨危機に遭遇し、外資系企業の進出が急減、内需低迷等から1997～99年には経済成長が鈍化したものの、2000年以降2007年までは製造業・建設分野の牽引や投資環境の改善等で経済は再び活性化し、GDP 経済成長率は2005～07年8.44～8.46%と8%を越える高い水準で推移している。

2008年秋のリーマンショックと世界金融危機下で、輸出や海外からの直接投資が落ち込んだ影響を受けたものの内需の牽引力が依然と強く、GDPは08年6.31%、09年に5.32%に低下したが、2010年6.78%に上昇している。2011年以降は、欧州金融危機の深刻化や日本の東日本大震災、タイの大洪水などの災害の影響も受け、経済成長率はやや低下傾向にある。それでも2011年は、経済成長率が5.89%を達成し、2012年には6%が予測されている。(図表1)

図表1 ベトナム経済成長率(実質)・業種別の推移

(単位: %)



(出所) 越統計総局、「2010年ベトナム経済事情」(2011年1月)在ベトナム日本大使館経済班より作成

図表 2 アジア主要国の実質 GDP 成長率

（単位：％）

国別	年次	2002年	2005年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年予測
アジア主要9ヶ国		7.1	8.8	10.7	7.0	6.6	9.4	7.2	7.0
中国		9.1	11.3	14.2	9.6	9.2	10.4	9.2	8.8
インド		3.8	9.6	9.8	6.7	8.4	8.4	6.5	6.5
ASEAN4ヶ国		4.9	5.2	6.1	4.7	1.3	7.0	4.3	4.9
タイ		5.3	4.6	5.0	2.5	-2.3	7.8	0.1	2.5
インドネシア		4.5	5.7	6.3	6.0	4.6	6.2	6.5	6.5
マレーシア		5.4	5.3	6.5	4.8	-1.6	7.2	5.1	3.8
フィリピン		4.4	4.8	6.6	4.2	1.1	7.6	3.7	5.8
ベトナム		7.1	8.4	8.5	6.3	5.3	6.8	5.9	5.6

（注） 主要国9ヶ国、NIEs4ヶ国、ASEAN4ヶ国の成長率は、それぞれ2002年の米ドル立で名目GDPウェイトで加重平均

（出所） IMF、CEIC、予測値は三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査部

（注） 三菱UFJ&コンサルティング資料（2012年3月14日）

アジア主要国と比較してみると、ベトナムは中国、インド、インドネシアに次いで経済成長率が持続して高いことが言える。（図表2）さらに、1人当たり名目GDPは、2008年に1,000ドルを超え、2009年1,064ドル、2010年1,168ドル、2011年1,374ドルと上昇し、ベトナムが低所得国から中所得国へ移行している。それに伴い、消費市場としての魅力も注目されるようになってきている。

1. ベトナムの経済成長率 GDP の推移

（1）産業別 GDP の推移

ベトナムの産業別のGDP構成比の推移をみると、2000年以降、GDP成長率を押し上げているのは、製造業、サービス業である（図表1）。また、業種別のGDP成長率の構成比からみても、2011年では製造業（25.8%）、商業（17.3%）と、その割合が年々増加しており経済成長を牽引しているといえる。（図表3）

ただし、ベトナムでの製造業のGDP構成比率が、年々高まってきているといっても、アジア諸国、とくに中国（09年39.7%、10年40.1%）、タイ（09年38.6%、10年40.8%）と比較すると製造業の割合は約15ポイント程度低く、ベトナムでの工業化の進展が未だ進んでいないことが分かる。（図表3）

(2) 所有形態別の GDP の推移

次に、所有形態別の GDP のウェートの推移をみると、国有企業の割合が年々低下しており、2000年から2010年の10年間で外資系企業が5.4ポイント増加、民間企業も4.2ポイント増を示している。外資系企業と民間企業の GDP における役割が大きくなっている反面、国有企業の割合が年々低下している。

(図表4)

また、所有形態別の工業総生産高の構成割合をみると、工業生産の担い手は、国有企業から民間企業と外資系企業へ移行している。とくに民間企業は、2000年から10年間で2.2倍に増加し、外資系企業とあわせると、2011年で74.6%を占めている。ただし、民間企業の割合は増加しているものの外資系企業への

図表3 ベトナムの業種別 GDP 成長率の内訳の推移

(単位：%)

区分	ベトナム					中国		タイ	
	2001年	2005年	2009年	2010年	2011年	2009年	2010年	2009年	2010年
農林水産	22.4	19.6	16.5	15.9	15.6	10.3	10.1	9.2	8.3
鉱業	6.6	5.8	4.4	4.0	3.7	n.a	n.a	2.4	2.2
製造業	18.6	22.7	24.9	25.2	25.8	39.7	40.1	38.6	40.8
建設業	8.0	8.8	9.2	9.5	8.9	6.6	6.7	2.2	2.2
商業	16.3	16.3	16.8	17.0	17.3	43.4	43.1	14.0	13.3
その他	27.1	26.8	28.2	28.4	28.7			33.6	33.2
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(注) 越統計総局、「2011年ベトナム一般概況」ジェトロ・ハノイセンター、2011年3月

図表4 所有形態別の GDP の推移

(単位：%)

形態別	年次	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
国有企業		38.5	38.4	37.4	35.9	35.5	35.1	33.7
非国有企業		48.2	45.6	45.6	46.1	46.0	46.5	47.5
┌ 集団企業		8.6	6.8	6.5	6.2	5.7	5.5	5.2
└ 民間企業		7.3	8.9	9.4	10.2	10.5	11.0	11.5
┌ 家族企業		32.3	30.0	29.7	29.7	29.9	30.1	30.8
外資系企業		13.3	15.9	17.0	18.0	18.4	18.3	18.7
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) ベトナム統計年報(2010年版)

図表 5 所有形態別の工業総生産高の推移

（単位：％）

形態別 \ 年次	2000年	2003年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
国有企業	34.2	29.3	25.1	22.4	20.0	18.1	18.3
非国有企業	24.5	27.6	31.2	33.4	35.4	37.3	38.5
集団企業	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4
民間企業	14.2	18.4	22.7	25.5	27.7	30.1	31.4
家族企業	9.7	8.7	8.1	7.5	7.4	6.9	6.7
外資系企業	41.3	43.1	43.7	44.2	44.6	44.6	43.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）ベトナム統計年報（2010年版）

ウェートの方が高く、工業総生産高の約半数は外資企業に依存している。（図表5）

2. 貿易構造と貿易収支の慢性的赤字体質

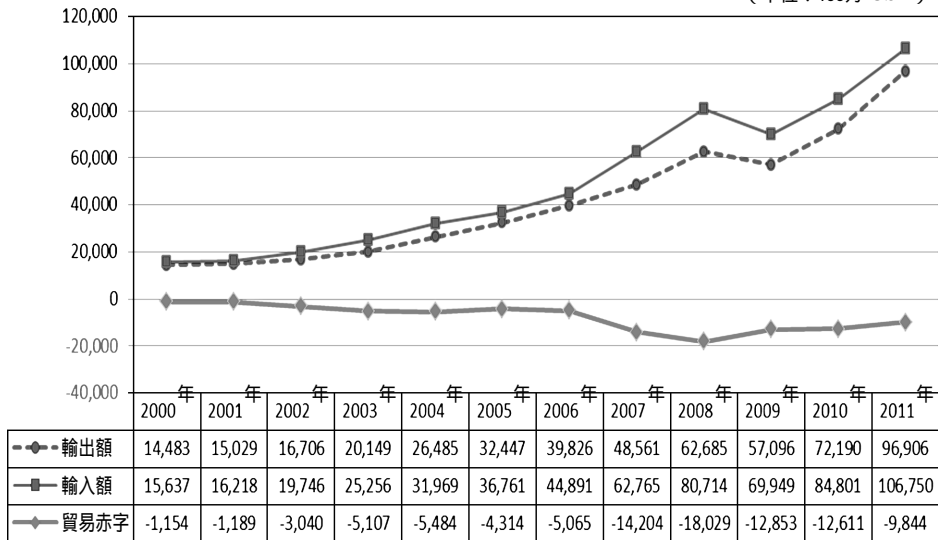
ベトナムにおける近年の経済成長を牽引役は、輸出の急拡大、外国からの直接投資の受け入れ、市場経済化の3要因によるものである。とくに2002年以降、輸出が大きく伸びており、これが持続的な成長を実現しているのである。その背景として、アメリカとの越米通商協定発効（2001年12月）によりアメリカ向けの輸出が急増したことが、政府の積極的な輸出奨励策の実施、90年代に日本、台湾、韓国などの外資系企業がベトナムに多数進出し、日米欧州市場向けの輸出拠点となっていることなどが主要因として挙げられる。

さらに、2007年WTO加盟や中国やASEAN間の自由貿易協定（FTA）締結などで、中国向け輸出が増加基調にある。一方、輸出の急拡大に伴い輸入も急増しており、とくに2007年以降は、輸入が輸出を大幅に上回ったため、貿易赤字が2007年で約140億ドル、08年約180億ドルを計上している。2011年を見ると、輸出額は対前年比34.3%増、輸入額も25.9%増と大幅に拡大したため、貿易収支は98億ドルと少なくなったが、まだ多額の貿易赤字を計上している。（図表6）

次に、ベトナムの貿易構造を品目別に見ると、主要輸出品目は衣料製品、履物類などの軽工業製品や、水産物、米などの一次産品であり、とくにアメリカ向けの履物、ニットアパレル品の輸出が急増し、織物、縫製品がベトナムの最

図表 6 ベトナムの貿易収支の推移

(単位：100万 USD)



(出所) 「2011年ベトナム一般概況」ジェトロ・ハノイセンター，2011年3月

図表 7 品別輸出額の推移

(単位：%)

品目別 \ 年次	2000年	2005年	2008年	2009年	2010年
重工業・鉱石	37.2	36.1	37.0	30.9	27.8
軽工業・手工業品	33.9	41.0	39.8	44.8	45.1
農産物	17.7	13.7	14.7	14.6	16.3
林産物	1.1	0.8	0.7	0.8	
水産物	10.1	8.4	7.2	7.5	7.0
非貨幣用金	-	-	0.6	1.4	3.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料) ジェトロ HP

大の輸出品となっている。また、一次産品の国際価格の上昇の影響で、原油やコーヒーなどの輸出金額も増加している。このようにベトナムの主要輸出品目は、低付加価値で労働集約的な軽工業製品が主流を占め、次いで一次産品、電話機・同部品と続いていることが分かる。(図表7, 9)

また、ベトナムの主要輸出先国を図表10で見ると、越米通商協定(2001年12月)を受けてアメリカ向け輸出は、2000年から2011年の11年間で23.1倍に急拡大し、次いで韓国13.4倍、中国7.2倍、マレーシア6.8倍、ドイツ6.8

倍，日本4.2倍となっている。日本向けの輸出比率は，2000年17.8%であったが，アメリカ，韓国，中国への輸出拡大に伴い年々減少傾向にあり，2011年11.1%を占めるに過ぎなくなっている。（図表10）

一方，輸入面を見てみると，2011年では，機械・設備類，コンピュータ電

図表8 品別輸入額の推移

（単位：％）

品目別	年次	2000年	2005年	2008年	2009年	2010年
	資本財		93.8	89.6	88.8	90.2
┌ 機械設備		30.6	25.3	28.0	31.6	29.2
└ 燃料・原料		63.2	64.3	60.8	58.6	60.8
消費財		6.2	8.2	7.8	9.3	8.8
貨幣以外金		-	2.2	3.4	0.5	1.2
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料） ジェトロ HP

図表9 主要輸出品目

（単位：100万 USD，％）

品目別	年次	2000年		2005年	2008年	2010年	2011年	
		金額	構成比	金額	金額	金額	金額	構成比
織物・縫製品		1,892	13.1	4,772	9,121	11,210	14,043	14.5
原油		3,503	24.2	7,374	10,357	4,958	7,241	7.5
電話機・電話機部品		-		-	-	-	6,886	7.1
履物		1,472	10.2	3,039	4,770	5,122	6,549	6.8
水産物		1,479	10.2	2,733	4,510	5,016	6,112	6.3
コンピュータ・電子部品		789	5.4	1,427	2,640	3,590	4,670	4.8
機械設備・同部品		-		-	-	3,057	4,160	4.3
木製品		311	2.1	1,561	2,767	3,436	3,955	4.1
米		668	4.6	1,408	2,896	3,248	3,657	3.8
天然ゴム		166	1.1	804	1,604	2,388	3,235	3.3
コーヒー		501	3.5	740	2,114	1,851	2,752	2.8
合計 （その他含む）		14,483	100.0	32,447	62,685	72,192	96,906	100.0

（資料） ジェトロ HP

ベトナムの中小企業政策に関する研究

図表 10 主要輸出先の推移

(単位：100万 USD, %)

区 分	2000年	2005年	2008年	2009年	2010年	2011年	伸び率(倍)
アメリカ	733	5,924	11,887	11,407	14,238	16,928	23.1
中国	1,536	3,228	4,850	5,403	7,309	11,125	7.2
日本	2,575	4,340	8,468	6,336	7,728	10,781	4.2
韓国	353	664	1,794	2,078	3,092	4,715	13.4
ドイツ	730	1,086	2,073	1,885	2,328	3,367	4.6
マレーシア	414	1,028	2,030	1,775	2,093	2,832	6.8
オーストラリア	1,273	2,723	4,352	2,386	2,704	2,519	2.0
カンボジア	142	556	1,532	1,167	1,552	2,407	17.0
イギリス	479	1,016	1,581	1,329	1,682	2,398	5.0
合 計 (その他含む)	14,483	32,447	62,685	57,096	72,192	96,906	6.7

(注) 伸び率：2000年～2011年 (資料) ジェトロ HP

図表 11 主要輸入品目の推移

(単位：100万 USD, %)

区 分	2000年		2005年	2008年	2010年	2011年	
	金額	構成比	金額	金額	金額	金額	構成比
機械設備・同部品	783	9.0	2,213	6,107	13,691	15,342	14.4
石油製品	2,099	24.0	5,043	10,973	6,078	9,878	9.3
コンピュータ電 子製品・部品	893	10.2	1,639	3,714	5,209	7,974	7.5
織布・生地	2,183	25.0	4,756	6,813	5,362	6,730	6.3
鉄・鉄くず	825	9.4	2,978	6,906	7,965	6,434	6.0
プラスチック 原料	531	6.1	1,517	2,949	3,776	4,760	4.5
繊維原料・生地	417	4.8	790	1,350	2,621	2,949	2.8
金属	219	2.5	807	1,830	1,499	2,679	2.5
化学薬品	508	5.8	508	834	2,119	2,696	2.5
電話機・電話機 部品						2,593	2.4
化学製品	276	3.2	921	1,798	2,054	2,395	2.2
合 計 (その他含む)	8,734	100.0	21,172	43,274	84,801	106,750	100.0

(注) 品目に区分について、2000～08年と2010～11年で、統計分類が変更になり一部に不透明な品目あり。
(資料) ジェトロ HP

図表 12 主要輸入国の推移

（単位：％）

国別 \ 年次	2000年	2005年	2008年	2009年	2010年	2011年	伸び率(倍)
中国	1,401	5,900	15,974	15,411	20,019	24,594	17.6
韓国	1,754	3,594	7,255	6,708	9,761	13,176	7.5
日本	2,301	4,074	8,240	6,836	9,016	10,400	4.2
台湾	1,880	4,304	8,363	6,113	6,977	8,557	4.6
シンガポール	2,694	4,482	9,378	7,015	4,101	6,391	2.4
タイ	811	2,374	4,906	4,471	5,602	6,384	7.9
アメリカ	363	863	2,647	2,711	3,767	4,529	12.5
マレーシア	389	1,257	2,596	2,561	3,413	3,920	10.1
インド	178	596	2,094	1,536	1,762	2,346	13.2
合計 (その他含む)	15,636	36,761	80,714	69,949	84,801	106,750	6.8

（注）伸び率：2000年 - 2011年 （資料）ジェトロ HP

子部品 24.1％，石油製品 9.3％，原料類 24.6％ を占めており，高性能の機械設備や部品類や縫製品の原材料が大半を占めている輸入構造になっている。これは工業化が遅れ，生産基盤の弱いベトナム国内では機械・設備類が調達できないために，日本，韓国，台湾，中国などからの輸入に依存せざるを得ない状況にある。（図表 8，11）

主要輸入先国をみると，中国からの輸入が 17.6％（2011年）と最も多く，タイ（7.9％），韓国（7.5％）などのアジアからの輸入が増大している反面，欧州やその他の地域からの輸入比率が大きく減少している。その中で，日本からの輸入比率は低下しており，日本の輸入面の地位が相対的に落ちていると言える。（図表 12）

このように輸出が急拡大しているものの，輸出構造が電子部品等の品目は一部あるが，付加価値の低い一次産品と軽工業原材料に依存し，輸入品は高付加価値の生産財や資本財が多いという貿易構造になっているために，輸出額が拡大するに伴い貿易赤字も膨らんでくることが回避できなくなっている。

2000年代に入り，主要輸出品目は第一次産品中心から，織物・縫製品，履物，家具，電子部本，プラスチック製品，機械部品等，多様な品目に移行しつつあり，輸出志向型の工業化が順調に始動し始めている。（図表 9）しかし，国

内で加工精度の高い機械・電子部品業や部品加工業等の裾野産業の形成が乏しいため、経済発展のために必要な資本財や中間財を輸入に依存せざるを得ない産業構造になっている。そのため高い経済成長が続いているものの、慢性的に貿易赤字を抱え込んでしまうのである。

ベトナム政府は、2010年7月首相決定 49/2010/QD-TTg 号により「裾野産業の発展政策」を決定、2011年4月より施行している。さらに、ベトナム社会経済発展 2010～2015年の5ヶ年計画の中でも工業化の発展方針の1つとして、裾野産業発展の支援策を整備することを明示している。

3. 海外からの直接投資の推移

ベトナムでは1988年に「外国投資法」を制定し外資導入に対処した。当初の外国投資法は、外資100%の投資案件を是認するなど、外資に対する規制が少なかったが、その後、90年代に入り、外国投資法の改正を繰り返しながら、外資に対して様々な規制をする一方、誘導政策、例えば輸出加工区、工場団地の設置などで外資の導入を図ってきた。1990年～97年には第1次直接投資ブームと呼ばれ、海外からの直接投資を積極的に受け入れた。しかし、アジア通貨危機により外国直接投資が減退し、ベトナム経済が失速したため、ベトナム政府は投資環境を再整備するとともに、外国投資法の一部改正、工場団地造成の推進、100%独資での進出を可能にするなど、1999年より投資法制を見直し、規制の緩和を図った。

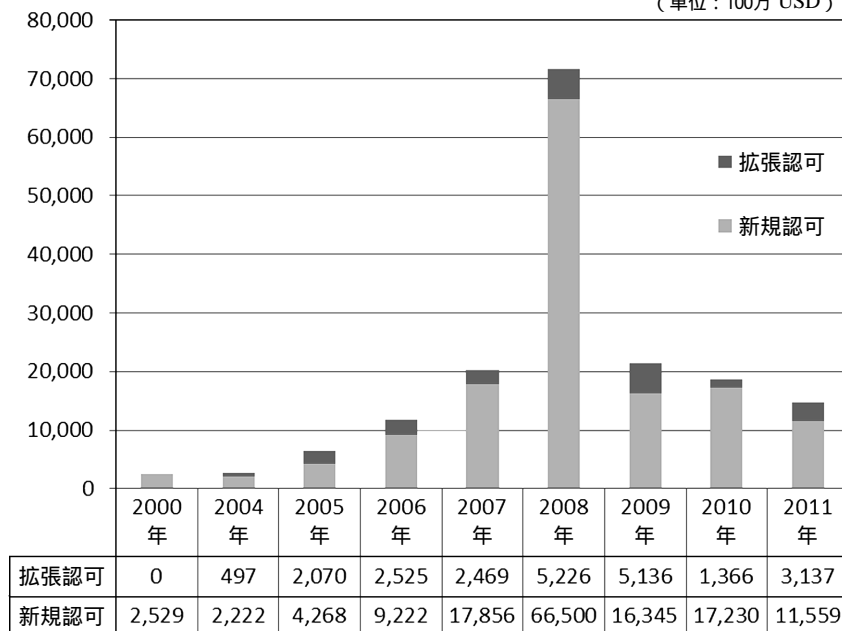
2000年以降、投資環境が大きく変わり、2001年12月の越米通商協定の発効によって、アメリカ市場向けの輸出が急速の伸びてきたこと、中国一極集中リスクの高まりで、日本の産業界からもベトナム経済への評価が再び高まり、海外直接投資が急増、2004～05年頃から第2次直接投資ブームと呼ばれるほど活況を呈した。

投資の急増とともに、ベトナム経済の国際化も急速に進展した。2006年7月、「共通投資法」「統一企業法」が施行され、内外民間企業の区別がなくなるとともに、国際化に対する基本的な態様を整え、2007年1月にWTO加盟国に正式に加盟した。

2000年以降の直接投資の推移をみると、2006～08年まで新規認可ベースで大幅に増加している。とくに国別では、台湾、シンガポール、韓国からの投資

図表 13 ベトナム対内直接投資の推移（新規，認可ベース）

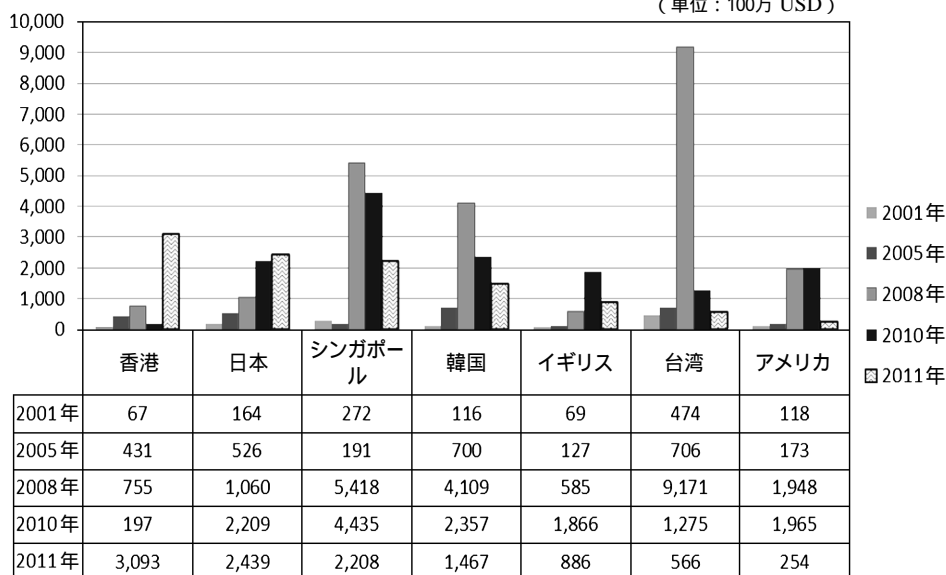
（単位：100万 USD）



（資料）「2011年ベトナム経済事情」，在ベトナム日本大使館経済班

図表 14 国別のベトナム対内直接投資の推移（新規，認可ベース）

（単位：100万 USD）



（資料）「2011年ベトナム経済事情」，在ベトナム日本大使館経済班

図表 15 ベトナムの業種別対内直接投資 < 新規・認可ベース >

(単位: 100万 USD)

	2010年		2011年			対前年比 伸び率(%)
	件数	金額	件数	金額	構成比	
不動産	27	6,711	29	846	5.8	-87.4
加工・製造	385	4,032	719	7,124	48.5	76.7
電力・水道等	6	2,943	7	2,528	17.2	-14.1
建設業	141	1,708	156	1,252	8.5	-26.7
倉庫・運輸	16	824	23	75	0.5	-90.8
小売流通等	125	405	169	429	2.9	5.9
ホテル・飲食	33	279	21	475	3.2	70.3
教育訓練	5	106	15	8	0.1	-92.5
情報・通信	55	71	80	894	6.1	1,159
科学技術	124	64	172	262	1.8	308.4
芸術・娯楽	5	36	11	153	1.0	325
金融・保険	1	16	0	0	0	0
合計(その他含む)	969	17,320	1,465	14,696	100	-15.2

(資料) ジェトロ

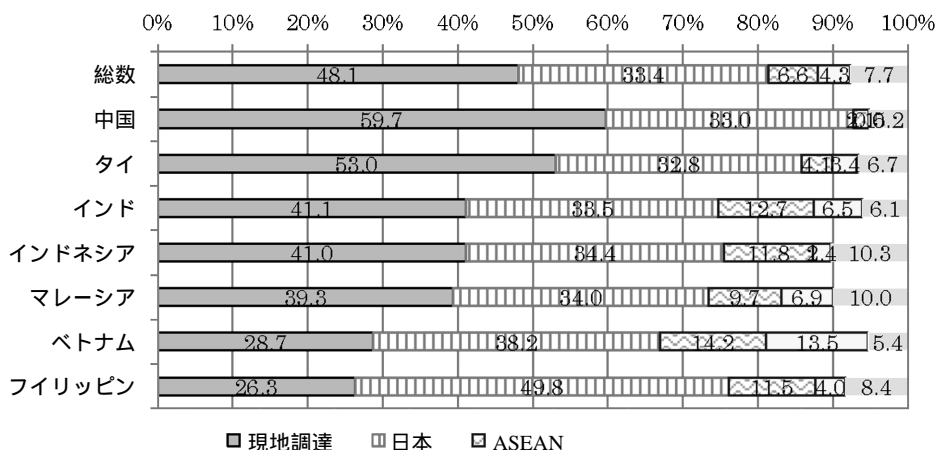
が顕著である。

しかし、2008年の欧州発の金融危機などの影響により、再び直接投資が減少した。2009年～11年での国別の直接投資の動向は、シンガポール、韓国、日本、香港が投資を増やし、台湾は大幅に減少させている。(図表13, 14) また、業種別では、製造業(加工・製造)の投資の伸びが大きく、不動産、建設業などの投資が減少傾向にある。(図表15)

このようにベトナムでは、2008年のリーマンショックや欧州金融危機などの影響から経済成長率もやや鈍化したものの、堅調な輸出に支えられ、対内直接投資は日本、韓国、シンガポールなどからの投資が回復しつつある。とくに日本企業の投資先としてのベトナムは、中国、タイと比べると「安価な労働力」「優秀な人材」の他に「今後の現地市場の成長性」といった魅力があり、中国投資リスクの受け皿としての注目度が急速に高まってきている。

しかし、一次産品や軽工業品などの低付加価値を輸出し、高付加価値の中間財や資本財は輸入に依存しているために、高い経済成長が貿易赤字を誘発するような産業構造から脱却できず、投資先としても、インフラ整備が遅れている

図表 16 アジア各国の原材料・部品の調達状況



（資料） ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」2011年10月

こと、法整備が不十分に加え、裾野産業の脆弱さが指摘されている。ジェトロ調査によれば、アジア主要国の現地調達率を比較してみると、ベトナムは28.7%と低く、中国やタイの約半分となっている（図表16）とくにベトナムにおける日系企業の原材料・部品調達の現地調達率は低く、裾野産業を拡充すれば、ベトナム国内での現地調達が高まると考えられる。また、日本企業はじめ海外から進出した企業からもローカル企業からの部品調達や設備の保守やメンテナンスなどの要請も強い。

例えば2005年4月にハノイに海外進出した㈱玉吉製作所（静岡県）は半導体製造装置・医療機器を主とした精密板金部品の加工・組立を主たる事業としているが、ハノイ近郊では精密板金加工業者が少なく、現地ローカル企業からの材料調達、表面処理加工が難しいことや、機械設備が故障すると、機械メンテナンスが現地では出来ず、日本からメンテ要員の派遣を要請するため、数週間機械が止まってしまうなど、納期やコスト面での苦労が続いている。^{（注1）}

また、2001年4月に Dong Nai（ドンナイ）省工業団地に進出した三光金型㈱（愛知県）でも、材料・部材調達は、金型用は海外（日本、シンガポール、タイ）が70～80%、ローカルで調達できるものが20～30%であり、成形品・アセンブリーは、ローカル調達30%である。同様に、2002年7月に Vinh Phuc（ヴィンフック）省の工場団地に進出した名古屋精密金型（愛知県）では、材料や部材の調達は日本の2倍程度のコストがかかるし、経費、運送費、機械設備費も

日本と同じくらいコストがかかる。部材を輸入する際には、輸入関税の障壁もあり、ローカル企業からの調達を期待している。3社とも将来、ローカル企業からの調達を高めたい意向であるが、裾野産業が乏しく、部品・部材が揃わないし、あっても品質が悪い、さらに仕事の幅が広がらないなど、日系の現地企業にとっても裾野産業の形成が強く望まれるところである。^(注2)

このように現地調達率が低いことは、原材料・部品・半製品など多くを海外からの輸入に依存せざるをえないために、輸出が高水準でも付加価値創出が小さく、コスト競争力も弱体な体質が続いていくことになる。今後、現地調達率を高めコスト競争力を高めるためには、国内直接投資の拡充のための投資インフラを一層整備するとともに、裾野産業を形成する地場産業や中小製造業の育成・強化が喫緊の課題である。

第2章 ベトナムの中小企業の捉え方

1. ベトナムの中小企業の定義

ベトナムにおける中小企業の定義は、1998年に政令618号で全国的に統一して定義づけがなされ、「鉱工業・建設業は、資本金50億ドン未満、従業員200人未満、その他の分野では、資本金30億ドン以下、従業員150人以下」としていた。それまでは、地方政府、商工会議所、金融機関などで、それぞれ中小企業の定義や範囲を規定した。例えば、1995年の労働省では、製造業「総資

図表 17 中小企業の定義

業種	零細企業	小企業		中企業	
	従業員数	資本金	従業員数	資本金	従業員数
農林水産業	10人以下	200億 VND 以下	11～200人	200億～1,000億 VND 以下	201～300人
工業・建設業	10人以下	200億 VND 以下	11～200人	200億～1,000億 VND 以下	201～300人
貿易・サービス	10人以下	100億 VND 以下	11～50人	50億～500億 VND 以下	51～100人

(注) 100億 VND = 約5,000万円(2009年11月)

(出所) 「Decree on assistance to the development of Small and Medium sized enterprises」(2009.06.30公布より作成)

産 100 億ドン，従業員 500 人以下」，ホーチミン市は，「資本金 1 億ドン以下，従業員 100 人以下あるいは売上高 100 億ドン以下」を中小企業と定義していた。

2001 年 11 月 23 日に公布の「Decree of the government on support for development of Small and Medium sized enterprises」(政令 90 号)で，中小企業を「法に従い事業所登録された独立した事業組織」であり，「従業員 300 人以下，資本金 100 億ドン以下」と定義した。さらに，2009 年 6 月 30 日に「Decree on assistance to the development of Small and Medium sized enterprises」(政令 56 号)により中小企業の範囲を業種別に零細企業，小企業，中起業の 3 つに区分して定義づけを行い，これが現行の中小企業の統一的な定義となっている。(図表 17)

2. アジア各国の中小企業の定義

ここでアジア各国の，中小企業の定義・範囲について見てみる。中小企業の定義は法律などにより「従業員数，資本金，資産総額など」の量的指標を採用している国が多く，それに加え企業の独立性や大企業からの非支配性を明示している国もある。

(1) 韓国の中小企業の定義

1966 年「中小企業基本法」が制定され，この法律で中小企業の基準を定めた。その後，1998 年に中小企業の定義を改定している。中小企業は，製造業：従業員数 300 人又は資本金 80 億ウォン以下，卸売業：従業員数 200 人又は売上高 200 億ウォン以下，その他：従業員数 100 人又は売上高 50～100 億ウォン以下である。また，大法人(従業員 1,000 人以上，資産総額 5,000 億ウォン以上)の発行株式総数の 30/100 以上の所有している企業は中小企業が除外している。その上で，中小企業施策毎に別の法律で業種特性等を加味して中小企業の範囲を補完している。

(2) 中国の中小企業の定義

中国では，2002 年「中小企業促進法」第 2 条で中小企業の範囲を定めている。そこでは，中小企業とは，「中華人民共和国内法に則って設立された，社会ニーズを満たし，雇用を増やすのに有利で，国家の産業政策に合致し，生産経営規模が中小型に属する各種所有制と各種形式の企業を指す。中小企業の分

図表 18 中国の中小企業の定義

	小型企業	中型企業	大型企業
工業：従業員数	300人未満	300～2,000人	2,000人～
売上高	3,000万元未満	3,000～3億元	3億元～
資産額	4,000万元未満	4,000万～4億元	4億元～
卸売業：従業員数	100人未満	100～200人	200人～
売上高	3,000万元未満	3,000万～3億元	3億元～
小売業：従業員数	100人未満	100～500人	500人～
売上高	1,000万元未満	1,000～1.5億元	1.5億元～

(注) 建設業は小型企業が従業員600人未満、他の指標は工業と同じ
(資料) 中国統計局

類基準は、国務院の企業工作に責任を負う部門が、企業の従業員数、売上額、資産総額等の指標にもつづき、業種の特徴と結びつけて制定し、国務院の許可を得るものとする。」(図表 18)

(3) タイの中小企業の定義

タイの工業省の定義では、製造業とサービス業の小企業は、「従業員50人以下または固定資産(土地を除く)5,000万バーツ以下、中企業は51～200人または5,000万超～2億バーツ以下」である。卸売業の小企業は、「25人以下または5,000万バーツ以下、中企業は26～50人または5,000万超～1億バーツ以下」と規定し、小売業の小企業は、「25人以下または3,000万バーツ以下、中企業は16人～30人または3,000万バーツ～6,000万バーツ以下」と明示している。タイでは、中小企業金融制度の強化や中小企業診断士制度の導入など中小企業施策の総合的な対策を支援するため、2000年に「中小企業振興法」を制定し、中小企業施策を強化している。

第3章 ベトナム中小企業の実態

1. 中小企業数の現状

ベトナム統計局の資料によると、2008年、09年の企業数は、20.5万社、24.9

図表 19 2000～2006年，ベトナム中小企業数の推移

	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009
SOEs 国家所有	5,759 (100)	4,597 (79.8)	4,086 (70.9)	3,706 (64.4)	3,494 (60.7)	3,287 (57.1)	3,364 (58.4)
Non-state 非国営	35,004 (100)	84,003 (240.0)	105,167 (300.4)	123,392 (352.5)	147,316 (420.9)	196,776 (562.1)	238,932 (682.6)
FIEs 外国資本	1,525 (100)	3,156 (207.0)	3,967 (260.1)	4,220 (276.7)	4,961 (325.3)	5,626 (368.9)	6,546 (429.2)
Total	42,288	91,756	112,950	131,318	155,771	205,689	248,842
登録企業数	14,453	37,306	39,958	46,744	58,196	65,319	84,531
累積企業数	14,453	120,843	160,801	207,545	265,741	331,060	415,591

Source: General Statistical Office, "The Real of Situation of Enterprises". Hanoi: 2001~08,

(注) ベトナム中小企業白書 2009 (登録企業数, 累積企業数)

(注) 自営業者, 約 220 万事業者

(資料) 「ベトナム統計年鑑 2009」日越貿易会編, 2012 年 1 月

図表 20 業種別企業数

	2000	2005	2006	2007	2008	2009
農林水産	3,378	2,429	2,399	2,447	8,619	8,749
鉱業採石	427	1,277	1,369	1,692	2,184	2,521
製造業	10,399	24,017	26,863	31,057	38,384	44,015
建設業	3,999	15,252	17,783	21,029	28,311	35,554
金融業	953	1,139	1,741	1,494	1,635	2,129
その他	23,132	68,836	81,163	98,052	126,556	155,874
Total	42,288	112,950	131,318	155,771	205,689	248,842

(注) 2008 年より農林水産業に集団企業が追加された。集団企業数は 6,256 増加

(資料) 前掲「ベトナム統計年鑑 2010」

万社であり，その大半が民間企業である。国営企業は 3,300 社程度あり，年々減少傾向にある。一方，非国営・外資企業は大幅に増加している。企業登録数も毎年増加しており，2008 年の累積企業登録数が約 33 万社，09 年には約 41.5 万社となっている。(図表 19) なお，2010 年末までに全国で 54 万 4,384 社が登録され，政府目標の 50 万社を上回ったという報告もある。(VCCI「ベトナムの企業の年次報告書」)しかし，企業設立しても，業務を開始している企業は，資金調達等の問題を抱え，約半数近くに止まっていると言われているので，正確な企業数は把握しにくいのが現状である。

業種別の企業数をみると，2008 年では商業・修理業 39.1%，製造業 18.7%，

ベトナムの中小企業政策に関する研究

図表 21 規模別企業数 (2009年12月末)

	5人以下	5-9人	10-49人	50-199人	200-299人	300-499人	500人以上	合計
SOEs	15	38	623	1,229	387	416	656	3,364
Non-state	54,371	92,313	75,304	13,475	1,509	986	974	238,932
FIEs	453	501	1,964	1,934	435	443	816	6,546
Total	54,839	92,852	77,891	16,638	2,331	1,845	2,446	248,842

(注) SOEs = 国家所有企業, Non-state = 非国営企業。FIEs = 外国資本企業を指す。
(出所) 前掲「ベトナム統計年鑑 2010」

図表 22 所有形態別企業従業員数 (人)

区分	2005	2006	2007	2008	2009
SOEs 国家所有	2,037,660 (32.7)	1,899,937 (28.3)	1,763,117 (23.9)	1,725,396 (20.9)	1,735,515 (19.5)
Non-state 非国営	2,979,120 (47.8)	3,369,855 (50.2)	4,691,350 (53.3)	4,691,350 (56.9)	5,266,433 (59.0)
FIEs 外国資本	1,220,616 (19.6)	1,445,374 (21.5)	1,685,861 (22.8)	1,829,493 (22.2)	1,919,587 (21.5)
Total	6,237,396 (100)	6,715,166 (100)	7,382,160 (100)	8,246,239 (100)	8,921,535 (100)

(出所) 前掲「ベトナム統計年鑑 2010」

建設業 13.8% と続き、2009 年では商業・修理業 39.0%、製造業 17.7%、建設業 14.3% となっている。また、規模別の企業数をみると、従業員 49 人以下が 90.6% であり、9 人以下 59.4% となっており、約 6 割は 9 人以下である。従業員規模の小さな企業が年々増加してきている。(図表 20, 21)

所有形態別の従業員数を見てみると、国有企業の従業員の割合が減少し、非国営、外国資本の企業での従業員数の割合が年々高まっており、2009 年では、両方で 80.5% になっている。(図表 22)

2. 中小企業数の増加要因

ドイモイ政策により私営企業、個人経営が認められ、主に農村の家計経済や都市の小規模個人経営が増加したが、国有企業に対する優遇措置が中心であったため、実際、起業するには許認可、参入制限、土地所有、資本調達など多くの面で障害も多かった。それでも零細小企業や個人企業・私営企業が増大した背景には、ベトナムの対外開放政策の推進で、外国からの観光客向けのホテルやレストランが不足し、個人営業のホテルやレストランの開業も相次ぎ、その

ための建設関連の個人企業も急増してきたためと言われる。¹⁾

1990年、「個人企業法」「会社法」が制定され、個人企業、有限責任会社、株式会社の3形態の企業形態が法で定められた。18歳以上の成人であれば、個人企業を設立できた。この法律に準拠して民営企業が活動してきた。

さらに、市場経済化やASEAN、APECなどの地域連合の加盟により企業法制についても近代化、国際化を図るために、1999年には、個人企業法と会社法を統合した新「企業法」（2000年施行）が国会で承認された。

この企業法では、従来の会社法、個人企業法に比べて、設立手続きが簡素化され、民間企業の設立が許可制から登録制（登録の簡素化）に移行し、原則として個人が自由に会社を設立することが出来るようになった。民間企業に対する参入規制は強く残っていたが、同法の施行により企業の設立・活動が活発化し、企業数が増加していった。図表16の通り、2000年から04年で民間企業数は2.4倍に増え8万4千社となり、2005年にはさらに25%増の10万5,167社となっている。

2005年11月に「統一企業法」「共通投資法」が採択され、2006年7月から施行された。これは、外国資本および国内資本に対する共通の法的枠組みになったことで、外国投資家、外資企業にとっては内外格差をなくし、従来の外国投資法における様々な制約を緩和した公平な投資環境を提供できるようになった。このようにベトナムではWTO加盟に伴う法整備が進み、投資環境も向上してきた。2001年越米通商協定の発効を受けたアメリカ市場向けの輸出の急増、外資系企業の拡大など、輸出と外国直接投資による牽引、国内での法整備により、2005年以降も企業数は増え続けており、2005年から2009年の4年間で、民間企業（非国営）の増加率が2.27倍、就業者数でも1.77倍増となっており、その大半が従業員50人未満の中小企業である。（図表19、21）

第4章 ベトナム中小企業振興策の推移

1. 中小企業振興の重要性の認識

上述のように、1986年の第6回共産党大会で、ドイモイ（刷新）政策が採択され、市場メカニズムの導入や私営・個人経営の導入を認め、1990年に「個

人企業法」「会社法」の制定により、個人は原則として自由に会社設立ができるようになった。しかし、許認可手続きの煩雑さ、多くの参入障壁、用地所有の制限、資金調達面など、多くの制約があり、簡単に企業や事業を起すことは容易ではなかった。ⁱⁱ⁾

その後、1994年から国营企業改革が始まり、工業部門では、製鉄、機械、電気機械、科学、繊維、セメントなどの業種にわたって実施されたが、実効が得られなかった。それに代わって、政府は、主要産業の国营企業は維持しつつ、国营企業の民営化を進めた結果、中小企業数が大幅に増加した。

1997年のアジア通貨危機により外資系企業の進出が急減し、経済成長に陰りができたため、内発的な産業発展による経済成長の重要性を認識し、その中で中小企業振興への関心が急速に高まってきたのである。ⁱⁱⁱ⁾

1997年12月共産党中央委員会総会で、「工業化、近代化、合作化、民主化の方向に沿った農業農村開発」を決議、98年に「農業農村開発の諸問題」と題する決議（6号決議）を採択した。同決議は、農産品加工、伝統工芸と農業の連携、地方および国内市場と農業生産の連携、新農村開発、失業と貧困の解決等の問題を今後の重点策として取り上げ、農村の工業化により中小企業振興や失業問題に取り組むことを目的とした。^{iv)}

2001年1月から施行された新「企業法」では、企業設立手続きが認可制から登録制に変更されるなど、簡素化され、企業登録が増加した。また、それまでは、国有企業と民営企業が土地利用や資金調達等で差別化されていたが、対等に競争ができる環境も制度化されている。

社会主義国では、企業規模の大小よりも所有形態や地域別の区分が国家の管理上で大切な基準となるのが一般的であるが、市場経済化や個人経営を進めていくと、所有形態よりも企業規模の区分が強く認識されるようになる。

ベトナムでも市場経済化と経済成長の進展で中小企業育成への姿勢が大きく変化してきており、様々な法制度の整備や改正が実施され、中小企業振興の重要性が徐々に認識されてきたのである。

2001年、中小企業振興政令90号を制定し、中小企業振興の基本法として第1条に「中小企業振興の中小企業の発展が経済・社会発展戦略、国の工業化、近代化の中で重要な役割を果たす」ことを掲げている。（第1条）

この政令90号を根拠政令として、2002年に投資計画省に中小企業局を設置

し、03年に中小企業開発庁へ改組された。また、2006年10月に初めて中小企業振興の5ヶ年開発計画（2006～2010年）が首相府により承認された。上位目的は中小企業振興を通じて経済の競争力強化に資することである。主要タスクとして1）行政手続きの簡素化、2）土地アクセスの改善、3）資金アクセスの改善、4）中小企業競争力の強化、5）労働力の質の強化、6）中小企業に対する意識向上、7）開発計画の実施管理の7つの項目の取り組みが挙げられている。そして、5年間で32万社創業、270万人新規雇用創造、165万人の技術者の創出などを個別目標にしている。^{v)}

また、政令90では、中小企業の定義、対象範囲、支援計画の策定や中小企業支援組織の設置の他、支援政策として、中小企業信用基金の設立や投資の奨励など、金融面の支援も掲げている。

なお、同年（2006年）に「統一企業法」と「共通投資法」の制定により、外資企業、国営企業、民間企業が同一の法令で規定されることになり、法行為能力上、差別的な取扱がなくなった。とくに2007年にWTO加盟をしたが、その環境整備でもあった。

さらに、2009年、政令90号を改定、政令56が制定された。政令56号は、中小企業の定義の見直し、中小企業の信用保証基金の創設促進や中小企業振興ファンド創設等を規定している。この政令56号では、同政令実施決議（2010年5月）により、地方省に中小企業開発計画の策定の権限を移行し、3,000社以上の中小企業を有する省に対しては中小企業支援の実施についての権限が委譲された。そのため、2011年8月時点で20以上の省に「中小企業支援センター」が設置されている。

（中国の中小企業の発展促進の経緯）

ここで中国での中小企業の育成・発展の重要性が認識された経緯を見てみたい。中国では、企業規模による中小企業政策の重要性を認識するまでに、改革開放政策から約20年近くの時間を要した。中国では計画経済の生産の担い手は、「一公二大」（規模が大きくて公有制が基本）が基本であった。1970～80年代、中国での経済の実態は、農村工業や都市部の中小規模の集団所有制経営体群が国有企業群による計画経済の補完作用を広範に担っていたが、計画経済では、企業規模よりも所有制形態や地理的区分が重要な政策要件であった。

中国が計画経済から市場経済化に移行すると、自営業を含め非国有企業であ

る中規模企業群の重要性がより高まってきた。1980年代に都市部，農村部で私営企業が認められると，中小企業が増大していった。とくに小売業の大部分が零細な個人経営が占めるようになり，農村部でも郷鎮企業の2/3は個人経営やグループ出資の私的経営が占めるようになった。さらに，1980年代半ばから国有企業の改革に迫られ，国有企業を「株式会社」や「有限責任会社」の企業形態に変更していく法律である「企業法」を制定している。1995年には「抓大放小」(大企業に重点，小企業は自由化)政策が提唱された。1996年以降，地方政府の中小中規模国有企業のリストラが進行していった。非国有企業も株式会社や有限責任会社の形態をとるものも増え，国有企業形態も非国有企業も同じ方向へ収束していった。しかも，国有企業の業績不振とリストラで失業率が増加し，非公有企業の個人経営，私営企業，外資系企業が急成長し，規模が拡大，大量の雇用を吸収するようになると，政府ももはや私営企業を公有制経済の補完的なものでなく，市場経済の重要な担い手の1つとして是認せざるをえなくなった。そのため1997年第15回党大会で「非公有制経済は社会主義市場経済の重要な組成部分」として認知した。所有制形態の区分を相対的に低下させ，市場経済における企業規模政策の必要性を相対的に上昇させたと言える。

1998年，中小企業司を設置し，2002年「中小企業促進法」を制定，中小企業の育成と発展のサポート体制を構築している。

2000年「中国中小企業白書」では，国民経済の重要な力量としての中小企業を政府が政策上支持する理由として，1) 中小企業が国民経済発展に重要な役割と果たすこと，2) 中小企業が雇用創出の源になっていること，3) 日常生活に密着した市場で機敏でかつ活発な経営を行っていること，4) 輸出生産の主力であること，5) 農業支援，農村財政の重要な財源となっていることを挙げている。

2. ベトナム中小企業政策の立案と実施

ベトナムの中小企業政策の根拠政令は，政令90号(2001年)と，政令56号(2009年)である。これらの政令は，ベトナムの中小企業基本法として位置付けられており，両政令に基づいてベトナムの中小企業政策が各省・関係機関で実施されている。

(1) 中小企業政策の内容

政令 90 号では、第 1 条に「中小企業の発展は、国の工業化と近代化を促進する」という目的を掲げ、中小企業振興のために様々な支援策を講じることを規定している。この政令では、中小企業の定義や適用範囲、中小企業開発計画による実施、中小企業支援策として、投資奨励や信用保証基金の創設、輸出奨励、情報提供や人材育成等を制定している。

それに加え、計画投資省 (MPI) に中小企業開発庁 (ASMED) を設立 (2009 年に企業開発庁 AED に改称) した。その傘下に国内 3 ケ所の中小企業技術支援センター (TAC, 2009 年より中小企業支援センターと改称) を設置し、中小企業政策の実施体制を整備している。

中小企業開発庁 (AED) の業務分野は、政令 504 号 (2003 年 7 月 29 日制定) で定められた「国営企業の再構築」「中小企業振興」「企業登録」¹⁾「国内投資促進」の業務に関し、法令文書作成の統括あるいは参画、実施体制の管理及び政策支援を責務としている。

そのうち中小企業振興分野については、以下の業務を担当する。

中小企業開発・振興に関わる方針と計画の策定 (各地方政府が実施する計画策定や 小企業振興支援についてのガイドライン策定など)

国家プロジェクトの開発と強化 (承認された国家プログラムについての調整、ガイドライン策定、実施モニタリングなど)

中小企業振興に係る各省庁及び関係機関の政策調整、実施のフォローアップ (各省・関係機関の中小企業支援政策の活動報告を統合し、半期 (6 ヶ月) 毎に大臣に報告・首相の承認を得る)、

中小企業振興関係機関実施の技術コンサルティング、新技術・機器導入、ガイドライン策定、各種研修の実施の調整、

中小企業振興評議会の事務局としての機能

そのために AED は、中小企業開発・振興に関わる方針と計画の策定と各省・関係機関 (商工省、科学技術省、地方政府、中小企業支援機関など) が担当する中小企業支援 (金融、土地、人材育成など) 政策の調整とフォローアップの権限を任務としている。

このように、中小企業開発庁 (AED) は、中小企業政策の中核機関として、

1) 企業登録業務は、2010 年 12 月に企業登録庁を設立し独立した。

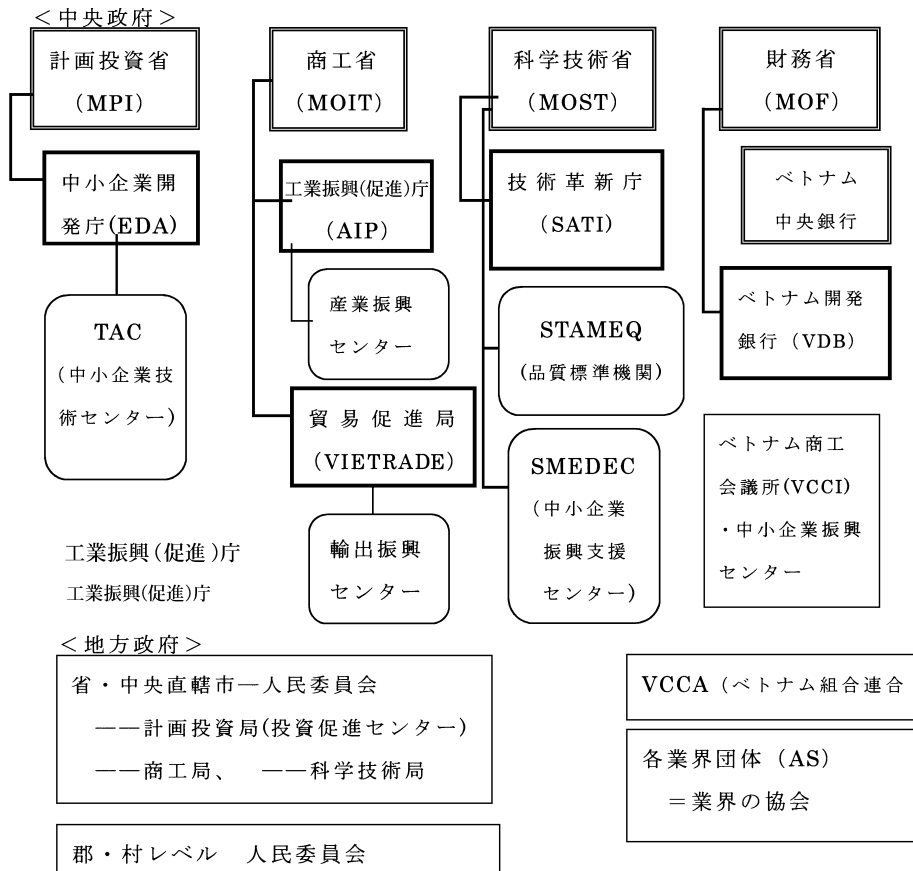
中央における中小企業振興の各省や支援機関との調整や地方省の中小企業振興施策の実施のための支援を担っている。

(2) 中小企業政策に関わる省庁（中央政府，地方政府）と中小企業支援機関

中小企業政策に関わる省庁は，図表 20 の通りである。中小企業政策の立案，各省庁の調整は，計画投資省の部局である中小企業開発庁 (AED) が担当，中央 40 名，地方 30 名の組織体制である。傘下に中小企業支援センター（3ヶ所）がある。

産業振興のマスタープランや農村の工業化を担当するのは商工省 (MOIT) であり，その部局に工業振興（促進）庁 (AIP) がある。地方省の産業振興や輸出振興などの事業を推進している。また，商工省には貿易促進局 (VIE TRADE) があり，貿易促進事業を担っている。科学技術や技術開発振興を担当するのは，

図表 20 ベトナムの中小企業支援機関，一覧表



科学技術省(MOST)である。その傘下に、STAMEQ(品質標準機関)、SMEDEC(中小企業振興支援センター)、QUATEST(品質保証試験センター)など、多くの支援機関がある。

地方政府では、人民委員会に計画投資局、商工局など、中央政府の出先部署があり、中小企業振興政策の実施や提言など役割を担っている。

その他、金融面では、2009年よりベトナム開発銀行が信用保証業務を開始している。また、ベトナムの経済界の代表としてベトナム企業の活動促進や保護などを主な役割として活動しているベトナム商工会議所(VCCI)があり、その傘下に中小企業振興センターが中小企業向けに活動している。

(3) 中小企業振興策の充実・強化

主な中小企業振興策を挙げてみると、以下のようなものがある。

投資の奨励

特定の産業や地域で投資する中小企業の金融や信用支援により投資を奨励する。

信用保証基金の設置

中小企業向けの信用保証基金を創設して、担保が不足する中小企業が金融機関からの資金融資を支援する。信用保証については、2009年にベトナム開発銀行(VDB)が担当し、業務を開始している。

市場開拓や輸出振興

中小企業の市場開拓のための展示会、マーケティング支援を促進する。また、中小企業の輸出増加や良好な条件を作りだすように支援する。

工業団地などの整備

土地利用等の促進支援を行う。

中小企業技術振興の強化

輸出やサポーター産業の中小企業の技術開発や新製品開発、技術移転、設備投資を奨励する。技術支援プログラムを通じて中小企業の技術力を引き上げる。中小企業の技術強化には科学技術省と地方の人民委員会で技術支援を行う。

情報提供、コンサルティング、人材育成支援

中小企業支援機関を通じて、中小企業にコンサルティング支援や人材育

成、情報提供を支援する。企業育成のためにインキュベーションの設置を奨励する。

これらの中小企業振興策は、政令 90, 56 号に従い、各省の中小企業支援機関が担当して、それぞれのミッションで業務を遂行している。そこで、中小企業支援機関の支援内容を調査したところ、以下の通りである。

- 1) 金融・信用保証：ベトナム開発銀行（信用保証）、民間商業銀行
- 2) 専門家相談・派遣：AED, TAC, 科学技術省（傘下の STAMEQ）、商工省、商工会議所、地方政府、農業農村開発省、資源環境省、労働傷病兵社会福祉省
- 3) 研修、教育訓練：AED, TAC, 科学技術省（傘下の STAMEQ）、商工省、商工会議所、地方政府、業界団体
- 4) 情報提供：各省庁、傘下の支援機関、地方政府、商工会議所

このように支援内容のうち、研修、教育訓練や専門家相談などは、支援機関相互で重複しているものも多い。また、各中小企業支援機関の連携がほとんどなされないままに実施されているのが現状である。そのため、中小企業者からは中央政府や支援機関で実施されている中小企業施策について、「よく分からない」「手続きが複雑で使えない」などの声も多く聞かれ、認知度はきわめて低いのが実情である。

(4) ベトナムの中小企業金融

どの国でも、中小企業が経営課題の上位に挙げるのが資金調達問題である。そこで、まずベトナムの中小企業が利用できる金融機関には、次のようなものが挙げられる。

国営商業銀行 (SOCB: State-Owned Commercial Bank)

国営商業銀行は、国家が 100% 出資する銀行で、外国貿易銀行 (VCB)、投資開発銀行 (BIDV)、工商銀行 (ICB)、農業・地方開発銀行 (VBARD) の 4 行が設立されている。1999 年に VBARD から政策銀行が分離、さらにメコン住宅銀行が加わり、現在 6 行である。これら 6 行はベトナムの金融機関の中心的存在で、6 行合計の融資残高は金融機関による融資総額の 7 割強となっている。

民間商業銀行

1) 合資銀行

合資（株式）銀行は、民営企業への有力な資金供給源として、国営商業銀行を補完する形として存在する。形態は株式会社で、国営企業・国営商業銀行・民間企業・個人投資家などによって設立されている。株式銀行は、1990年代に入り小規模乱立が目立つようになり、そのため経済基盤が弱く、不良債権累積問題が多く存在した。そのため、1999年以降、国家銀行は小規模株式銀行、業績悪化の株式銀行の統廃合を進めてきている。

2) 信用組合・金融会社・人民信用基金

信用組合（信用合作社）は、会員制の金融機関であり、地方における草の根レベルでの資金集配機能が期待されている。しかし、1989年に都市部の信用合作社が相次いで破たんし、社会問題に発展した歴史がある。金融会社は、現在2社あり、自己資金及び借入による資金を原資として、消費財の購入などのための融資を行っている。

人民信用基金は、農村の自立的発展の促進、タンス預金の吸収などを目的に設立されている。1995年に地方での預金吸収と小口融資の充実を目指して中央人民信用基金が創設され、その下部組織として地域信用基金、地方信用基金が設置された。併せて、96年に貧民銀行が農業・地方開発銀行の傘下で設立された。

3) 外国銀行支店及び外国合弁銀行

1991年の閣議決定により外国銀行の進出が認可され、2010年で33行がある。また、2008年から5行の外国銀行に対して現地法人としての銀行設立が認可されている。

現地資本と合弁銀行を設立する形態もある。VIDパブリック銀行（BIDVとマレーシアのパブリック銀行との合弁）等、4つの合弁銀行が設立されている。

ベトナムでは、様々な種類の金融機関が存在するが、農村部では、人民信用基金や貧民銀行、農業・地方開発銀行を通じて農村支援を目的とした資金供給がなされてきた。しかし、都市部の民間企業、とくに中小企業に対する資金供給システムは確立されていないのが実情である。^{vi)} 中小企業の借入先としては、合資銀行、金融合作社、人民信用基金などがあるが、設立間もない中小企業にとって金融機関へのアクセスはきわめて困難な状

況にある。そのため、ベトナムでは、ほとんどの中小企業が担保不足や信用力の欠如等から金融機関からの借入が難しいため、親族・知人、無尽講や高利貸などを利用して資金調達をしていると言われる。

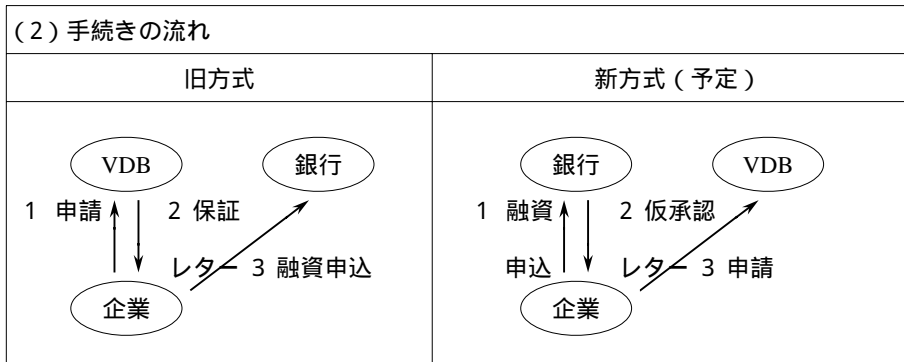
(5) ベトナムの信用保証制度

ベトナムでは、中央政府による信用保証制度と地方の人民委員会 (Province/City) 信用保証基金による制度の2つが存在する。中央政府による信用保証制度を規定する政令と地方政府の政令は異なり、相互の業務上のつながりはない。両者を監督する立場になるのは財務省と State Bank of Vietnam (中央銀行) である。

中央政府・ベトナム開発銀行 (VDB) による信用保証制度

2001年の政令 90, 09年 56号で、初めて中小企業信用保証基金の創設を明示し、2009年ベトナム開発銀行 (VDB) が信用保証業務を担当している。VDB は、2006年、第 108号決定で設立された政府系金融機関 (前身は、Development Assistance Fund =DAF) である。輸出や長期プロジェクト、政府の特別

(1) 関連政令		
年 月	関連政令	動 き
2009年 2月 2009年 4月	Decision 14号 Decision 60号 (14号のいくつかの項を修正)	VDB による保証業務を開始 対象企業：資本金 VND200億以下、 又は従業員数 1,000名以下 VDB 保証基金総額：VND 2千億 保証上限：融資額の 85% (金額上限無し)
2009年 6月	Decree 56号 (中小企業の定義を規定)	
2011年 1月	Decision 03号 (14号, 60号に取って代わる)	対象企業：56号に規定された中小企業の範疇に入る企業に変更 (零細は対象外)、最低自己資本比率 15% (10% より変更)、7業種に限定 ただし 03号の細則を定めた Inter-ministerial Circular (MOF, SBV, VDB) は未決定で 2011年 2月以降は新規の保証業務は行っていない



（資料）計画投資省，JICA Expert 舟橋學作成・引用

プロジェクト向けの融資を担っていたが，09年に直接貸付制度を縮小し，中小企業信用保証業務を開始している。その経緯は下図の通りである。

VDBは，2006年，第108号決定で設立された政府系金融機関（前身は，Development Assistance Fund =DAF）である。輸出や長期プロジェクト，政府の特別プロジェクト向けの融資を担っていたが，09年に直接貸付制度を縮小し，中小企業信用保証業務を開始している。

2009年に開始されて2年間で約1,500件実施，これにより VND 7.2兆の融資を実現している。ただし，2011年の Decree 03号の細則が出ていないことから新規保証業務を行うことができず，2012年8月段階では新規保証業務が停滞している。

人民委員会（Province/City 信用保証基金）

(1) 関連政令		
年 月	関連政令	動 き
2001年12月	Decision 193号	信用保証基金設立を初めて規定（地方人民委員会対象） 最初のパイロット基金設立（ヴィンフック）
2007年5月		
2009年2月	Decision 14号	193号は一旦失効 03号はVDBのみを対象とした政令，しかし14,60号は失効しているため，地方の基金運営に関しては193号が復活
2009年4月	Decision 60号	
2011年1月	Decision 03号	
	Decision 193号	

（資料）前掲 舟橋學作成・引用

Province/City 信用保証基金は、ハノイ市、ヴィフック省など、13省・政令都市で設立がなされている。基金総額が、VND 5,750 億であり、設立準備をしている7省ある。

Province/City 信用保証基金の1つに、ヴィンフック省人民委員会が2007年に設立（全国で最も早い）した信用保証基金がある。その基金総額は VND 700 億（全額 Province 予算）、スタッフ数 25 名。2012年8月までの5年間で約200件の保証を実施し、VND 6千億の融資を実現している。保証率 100% であり、保証時に企業は融資額の 30% の担保を設定することが条件である。経営計画等の審査は内部のスタッフのみで実施している。

また、バクニン省人民委員会は、2008年に設立、基金総額は VND 219 億（全額 Province 予算）、スタッフ数 8 名。1社当たり保証できる上限融資額は、基金総額の 15% までと規定されている。設立以来3年間で約 80 件の保証を実施、総額で約 VND 800 億の融資が実現されており、貸倒れはまだゼロ。保証前に企業からの経営計画の提出を求め、これに関して保証基金、地元の銀行支店、Province にある税務署、Community の人民委員会が討議するというシステムを採用、これらメンバーから成る委員会で改善案を提案することで企業の事業が軌道に乗りやすくなるよう留意している。

（6）中小企業政策の実施上の問題点

このようにベトナム中小企業政策の実施体制や支援内容を見てみると、ベトナムの中小企業政策の実施上の問題点が見えてくる。

第1は、中小企業政策は、政令 90, 56 号に基づいて、中小企業支援の関係省庁や支援機関が中小企業支援施策を実施している。しかし、中小企業政策の基本理念や方針があいまいであり、中小企業政策が体系的に整備されていない。

第2は、計画投資省・中小企業開発庁 (ADE) が中小企業政策の立案と各省庁間の調整の役割を担っているが、各省庁の縦割り意識が強く、それぞれの省庁で、研修や専門家派遣業務など類似の中小企業支援を実施している。AED では「中小企業振興評議会」を設置して、中小企業開発支援の政策と仕組みなどを助言する体制を整えているものの、省庁間の調整機能が十分発揮されていないのが現状である。

第3に、中小企業向けの金融制度が確立しておらず、多くの中小企業は金融

機関から融資を受けることが困難な状況にある。担保不足を理由として中小企業の借入申し込みが拒絶したり、借入手続きが複雑で初めから金融機関からの融資を諦めているケースも多い。さらに、信用保証制度も創設されたが、Province/City 信用保証基金の一部では中小企業の活用がなされているが、ごく一部であり、VDB による信用保証制度や Province/City 信用保証基金が十分な機能していない。手続きの複雑さ、信用保証の審査基準も確立していない。

このように中小企業振興のための基盤整備は、中小企業開発庁 (AED) の設置や中小企業適用範囲の明確化、中小企業開発 5 ヶ年計画による支援により中小企業振興体制が構築されてはいるが、まだ緒についたばかりで、法整備、金融信用保証制度の確立、中小企業支援人材の養成、省庁間の連携など、中小企業振興のための取り組むべき課題は多い。

第 5 章 ベトナムと日本の中小企業政策・支援体制の比較

最後に、日本の第 2 次大戦後から高度成長初期までの中小企業振興整備の経緯や支援内容などについて考察し、今後、ベトナムが抱える中小企業振興の取り組みのあり方について考えてみたい。

1. 日本の中小企業振興基盤の整備（1948～54 年）

（1）中小企業庁の設置

戦後、日本は中小企業政策の育成・発展を図るため、1948 年「中小企業庁設置法」を制定し、中小企業政策を統括する機関を設置した。中小企業庁設置法は、中小企業団体の強い要望と中小企業発展の目的を持ちながら、一方では、経済民主化を理念とした反独占的な競争政策という性格を持っていた。^{vii)}

（2）金融・組織化・企業診断制度による振興基盤整備

中小企業庁の設置に続き、金融政策、経営指導制度、組織化政策の基礎的な施策に取り組んだ。第 1 に、中小企業向けの金融制度の整備があげられる。戦後の経済復興の中で、基幹産業への傾斜生産政策などにより中小企業の資金難が深刻になり、中小企業の金融対策が講じられた。中小企業向け専門金融機関として相互銀行や信用金庫が発足（1951 年）し、各地に設立された。さ

らに、政府系中小企業金融機関として国民金融公庫の新設（1949）、中小企業金融公庫の設置（1953）、商工中金の貸付資金源枠の拡充、民間金融を円滑化するために信用保証制度の充実（1936年、東京に信用保証協会設立）、中小企業信用保険法（1950）により中小企業信用保証制度も整備されている。

第2に、中小企業の経営指導事業として、中小企業診断制度の法定化（企業合理化促進法、1952年）を行い、中小企業の近代化、合理化を達成するための企業診断・指導制度を整えた。国の予算で診断員（現在の中小企業診断士）の養成措置がとられ、診断担当者の量的確保と診断後の事後指導も強化された。同時に、診断を実施する都道府県に対して経費補助が行われるようになった。また、都道府県の公設試験研究機関への資金援助や都道府県による中小企業者研修への経費補助も開始している。

第3に、中小企業の不利の是正と地位の向上を目指すために、組合組織の普及と助成制度を実施した。この組織化対策は、中小企業協同組合制度（1949）、中小企業団体組織法（1958）制定などにより、中小企業の近代化や業種別「構造改善」のための施策として利用された。

こうして1950年代前半に金融対策と組織化対策、企業診断制度という中小企業振興の基盤的施策が構築された。

2. 日本の中小企業振興策の充実・強化（1955～60年代）

1955年に戦後復興を達成した日本の次の目標は、欧米の遅れをとっていた重化学工業の国際競争力を強化することであった。1960年代に入り、開放経済体制への移行を迫られ、重化学工業の国際競争力の強化を目指す産業構造高度化政策が一段と、求められた。

とくに1950年代半ば以降、大企業を中心に重化学工業化と外国技術の導入による技術革新が進展し、高度成長を成し遂げるようになったが、反面、中小企業の近代化は遅れていた。中小企業の多くが老朽化した機械設備を使い、経営管理水準も低く、低生産性を労働者の低賃金でカバーしていた。

そのため、中小企業政策は産業構造政策の一環に組み入れられ、重化学工業の国際競争力強化を最終目にして、大企業と中小企業の生産性格差是正を目的とする産業構造型中小企業政策が開始された。^{viii)}

1963年に、大企業と中小企業の生産性格差等の二重構造の解消、中小企業

の体質改善を目指して、「中小企業基本法」を制定した。中小企業基本法の体系は、第1は中小企業の近代化、高度化施策（特定の中小企業業種の近代化や企業の近代化）、第2は経営の安定化施策（融資及び信用保証や減税措置等）、第3は事業活動の不利是正施策（下請取引是正等）、第4に、小規模企業の助成施策（経営指導、融資等）である。その中核の目標は、中小企業の近代化、高度化であり、中小企業の「適性規模化・集約化」という施策を掲げた。

同年には、「中小企業近代化促進法」を制定し、重化学工業化の進展や技術革新に中小企業が対応できるような体質改善施策の取組みが始まった。中小企業近代化促進法は、1960年に制定した「中小企業業種別振興臨時措置法」を解消・発展させたもので、中小企業の業種に即した近代化計画を策定して、中小企業の体質改善を金融・税制・経営指導などより促進しようとしたものである。また、中小企業の高度化は、中小企業の集団化・集約化（工場団地など）の低利融資等が利用できるような施策が行われた。このような施策によって、中小企業の設備近代化や技術向上が進み、中小企業に中でも自社製品や独自の技術力を保有するものも台頭してきたし、重化学工業化も進展した。ただ、中小軽工業などでは、発展途上国製品との競争が激化するなど、不安定な状態に陥っている中小企業もあった。

3. ベトナムと日本の中小企業政策・施策形成の比較

上記のように、戦後から高度成長初期までの日本の中小企業政策の形成プロセスを見てきたが、ベトナムの中小企業振興政策の現状と比較すると、以下の点が大きく異なる。

（1）中小企業政策・施策が体系化されていない

ベトナムでは、政令90、56号において、中小企業振興策や支援施策が掲げられ、人材育成や情報提供、技術支援、投資促進の奨励が主な施策となっている。政令に基づいて中小企業5ヶ年開発計画（2006～2010年）が策定され、行政手続きの簡素化、土地アクセスの改善、資金アクセス改善等、7項目に力点を置いた中小企業施策が各省・支援機関・地方政府によって遂行されている。

しかし、中小企業政策・施策が体系化されておらず、中小企業振興の向かう方向が多様で、中小企業振興の中核となる振興施策が希薄となっている。近

年，中小企業の近代化や裾野産業の振興が強く求められていることを念頭に入れば，日本の中小企業基本法と近代化促進法に見られるように，産業構造政策と連動した中小企業の設備近代化や技術革新への施策をコアに中小企業政策を体系化していくことも必要であろう。

(2) 中小企業振興体制の不備

2001年，計画投資省(MPI)に中小企業開発庁(ASMED AED)が設置され，その業務は，中小企業開発・振興に係る方針と計画の策定，とくに地方政府が実施する計画策定や中小企業支援についてのガイドライン策定などを担う。また，政府承認の国家プログラムの調整やガイドラインの策定，施策モニタリング等の実施，中小企業振興にかかわる各省・関係支援機関の政策調整などを主な業務としている。

しかし，実質的に中小企業振興や支援策を計画・実行するのは，計画投資省(MPI・AED)以外の商工省，科学技術省，地方政府や中小企業支援機関である。そのため，タイムリーに中小企業振興や支援を推進を行う必要がある場合や戦略的な中小企業政策方針を策定しても，中小企業施策の実施機関が傘下にならないため，絶えず他省庁，地方政府等との調整が必要となる。例えば，MPI(AED)は，中小企業支援の中核機関であるが，中小企業の工業，商業等の支援や農村の工業化，地場産業振興等は商工省が担当している。商工省には，工業振興(促進)庁と貿易促進局があり，前者は中小企業の輸出促進等の支援，後者は中小企業の工業活動を支援している部署である。地方工業局では，1)中小企業の人材育成のための経費の一部補助，2)新製品生産のための，工場・設備資金の一部補助，3)近代的な設備導入への一部資金の助成，4)省エネ，省資源設備への助成，5)農村労働者の大量雇用への中小企業支援，6)地元原材料を使用し，輸出する場合の中小企業支援を実施している。

また，科学技術省では，企業の科学技術開発への経費負担や補助金制度，新技術導入等に対する貸付制度などが施策を推進している。科学技術省は，国家技術革新プログラムや技術移転など，科学技術振興を目的としているので，中小企業に限定しないが，中小企業の技術革新や技術力向上に向けての施策がある。

このように中小企業振興・支援は，AED(MPI)が中核支援機関であるが，

各省庁にまたがって施策が策定・実施されているため、各省庁・地方政府等との連携に時間を要するなど、機動性・効率性・一貫性に欠けるデメリットがある。

AED 傘下に中小企業支援センターは配置されているので、このセンターが戦略的かつ重点的な中小企業施策の実施機関として中小企業振興を推進していくことが必要であろう。

（3）業種別近代化政策がない

日本では、戦後復興が達成された後、開放経済体制への移行と国際競争力の強化のために産業構造の高度化（重化学工業化）と輸出競争力を強める産業構造政策が本格化した。^{ix)} そのために、産業の基盤を構成する中小企業の重化学工業化や技術革新に対応した設備近代化を中心として体質改善施策が非常に重要になってきた。そこで、近代化すべき業種を指定し、金融・税制措置等により体質改善を進めようとした業種別振興政策を講じてきた。（中小企業業種別臨時措置法（1960年）、中小企業近代化促進法（1963年）等）

その結果、中小企業の設備近代化や技術革新も急速に進み、大企業との生産性等の格差も解消、産業構造の高度化も進展したと言える。

一方、ベトナムの中小企業施策では、工業化や裾野産業の育成・強化が叫ばれるものの、商工省地方工業局で機械工業や電子・電機産業や地場産業・手芸産業等へ業種別支援はあるが「農村の工業化」の枠内での施策であり、産業構造政策としての中小企業の業種別近代化政策は見られない。ベトナムの産業構造高度化を進めるためには、産業基盤となる機械・金属製品・電子・電機工業等の技術基盤業種を指定し、中小企業を業種別に設備近代化や技術力向上に向けて融資制度、税制、関税、補助金等の措置や技術者育成や経営者の管理能力強化等の施策を講じていくことが今後の課題であろう。

（4）中小企業金融・信用保証制度が不備

日本では、戦後、政府系中小企業金融機関の新設や信用保証補完制度の充実を行い、中小企業の近代化の高度化施策を補完してきた。民間金融機関では、中小企業向け専門性金融機関である信用金庫、相互銀行などを再編してきた。一方、ベトナムでは、国営商業銀行主体の構造になっており、中小企業向けの

公的金融では、社会政策銀行（貧民銀行を引き継ぎ 2002 年設立）とベトナム開発銀行（VDB）の 2 つの政府系金融機関がある。しかし、前者は中小企業者向けの貸出割合が低く、中小企業金融として十分機能していないし、後者の信用保証業務も一部の中小企業のみが利用するに留まっている。ベトナム政府は、中小企業金融制度の重要性を認め、中小企業開発計画（2006～2010）でも、融資制度の改善等の施策を整備しているが、中小企業向けの公的金融制度の整備は不十分のままである。例えば、2009 年 1 月、企業や個人経営者が生産拡大等をする際に、新たな投資に対して銀行からの借入する場合、利子補給（4% 補助）を、短期融資、中期融資で期間限定で実施しているが、中小企業の利用は少ない。^{x)}

このようにベトナムでは、中小企業金融制度が十分確立されておらず、政府系金融機関の融資や信用保証制度も中小企業への認知度が低く、かつ中小企業が利用したくても複雑な手続きと信用力不足等のために、ほとんどの中小企業は恩恵をあずかっていないのが実態である。裾野産業の育成・強化や中小企業の新たな設備投資、起業などを推進していくには、中小企業金融制度の確立など、中小企業金融インフラの整備が急務である。

（5）中小企業支援人材の育成

ベトナムでは、各省庁の政府機関、地方政府に限らず、様々な民間団体が中小企業者向けの研修やセミナー、専門家による経営・技術相談事業などが、頻繁に行われている。その内容も、企業経営の課題である税務、経営管理、輸出振興、販路開拓、情報提供などである。しかし、中小企業を指導できる人材が量・質ともに不足しており、特に地方の中小企業へ指導する人材が少ない。日本では、企業診断制度を発足させ、地方政府の中小企業指導者を育成し、ソフト面で中小企業の底上げを支援してきた。今後は、地方の地場産業や小規模企業を視野にいたした中小企業指導者の育成する体制を整備し、中小企業全体の底上げと中小企業政策の浸透を図っていく取り組みが必要であろう。

第 6 章 ベトナム中小企業政策の提言

ベトナムにおける中小企業政策の推移と現状を見てきたが、最後にベトナム

中小企業政策への提言をまとめてみたい。

第1に、ベトナムは2015年にASEAN自由貿易協定による関税撤廃期限が迫ってきている。そのために、国際競争力を強めていくことが強く求められており、「2020年までの工業国入りを目指す」政策課題は、実現しなければならない。その実現のための大きな課題は、産業構造の高度化と裾野産業の育成が急務である。

裾野産業育成のためには、内外の関係機関から多くの提言^{xi)}がなされているが、ここでは、裾野産業を構成する中小企業の近代化政策の取り組みを提言したい。2011年に「裾野産業の発展政策について」の決定がなされ、裾野産業発展政策のフレームワークが公表されている。このフレームを基に、低利融資・業種別の組織化・経営・技術指導の3つの施策を組み合わせるなど、ベトナム版近代化促進施策を策定・推進していくことが必要と考える。とくに、裾野産業の発展には、どの業種でも新鋭設備の導入や技術力を向上させていくために、多額の投資が必要であるので、裾野産業育成の公的金融制度を整備し、低利融資の資金調達を円滑にできるような支援が不可欠である。

第2に、中小企業政策・施策の体系化と整合性を進めること。現状、中小企業施策は政令を根拠に各省や支援機関、地方政府が実施機関として様々な施策を実施しているが、関係機関で支援内容が重複しており、支援機関間の調整も十分になされていない。そのため、中小企業にとっても各種施策が多様な支援機関でバラバラに実施していて分かりにくく、利用しにくい。そのため、60年代に実施していた日本の4つの中小企業施策体系や裾野産業の育成を柱にした体系化などを整備していくことが必要であろう。

(あおやま・かずまさ 東京富士大学経営学部教授)

(謝辞)

閉塞感漂う日本国内経済に比べ、アジア新興国の経済成長や工業化はめざましく、とりわけベトナムは中国進出のリスク分散などにより、「チャイナプラス・ワン」の筆頭格として期待を集めています。親日的で優秀な人材も多く、中小企業のベトナム進出も年々、増加しつつあります。

このような時期に、経済研究所の第2プロジェクト「環太平洋地域における中小企業金融ならびに政府支援」(2012-2013)の一環として、ベトナムの中小企業政策に関する研究報告の機会を与えて下さいました成城大学経済研究所、明石茂生所長はじめ皆様に、深く感謝申し上げます。また、数年前からJICAベトナム中小企業支援プロジェクトに関わり、JICAハノイ事務所、ベ

ベトナムの中小企業政策に関する研究

トナム各省中小企業政策担当者の方々から多くの情報や示唆を得ましたことを改めて御礼申し上げます。

-
- i) 小谷絃司著, 2002年「ベトナム経済発展と中小企業」経済科学研究所・紀要第32号 p 203
 - ii) 小谷絃司著, 2002年「ベトナム経済発展と中小企業」経済科学研究所・紀要第32号 p 201
 - iii) 酒井仁司, 高田伸朗著, 2000年「ベトナムにおける中小企業振興政策」, 知的創造 / 2000年6月号 p 54
 - iv) 小谷絃司著, 2002年「ベトナム経済発展と中小企業」, 経済科学研究所・紀要第32号 p 205
 - v) (独立行政法人) 中小企業基盤整備機構, 平成19年3月「ASEAN 諸国および日本における中小企業施策」 p 66
 - vi) 関満博・池部亮編「ベトナム / 市場経済化と日本企業」新評社, 第9章, p 334-335
 - vii) 渡辺幸男, 黒瀬直宏他著, 2006年10月「21世紀中小企業論」有斐閣アルマ, 第11章, p 296-297
 - viii) 黒瀬直宏著「戦後日本における中小企業政策の推移」JICA テキスト, 2011年2月23日, p 2
 - ix) 前掲「21世紀中小企業論」 p 299
 - x) ㈱クロスインデックス, 平成22年3月「平成21年度アジア産業基盤強化等事業(ベトナムにおける中小企業診断制度の導入可能性調査)報告書」 p 19
 - xi) 政策研究大学院大学, 2006年6月「日系企業から見たベトナム裾野産業」ベトナム開発フォーラム報告書
- 注1) 「中小企業の海外展開の事例紹介」中小企業大学校・海外展開事業管理者研修資料, 2012年10月
- 注2) 「最近のベトナム経済と中小企業進出」 p 45-47, p 54-58, 中小企業基盤整備機構・経営支援情報センター, 2007年3月

(参考文献)

- ・㈱クロスインデックス, 平成22年3月「平成21年度アジア産業基盤強化等事業(ベトナムにおける中小企業診断制度の導入可能性調査)報告書」, p 8-24
- ・(独立行政法人) 中小企業基盤整備機構, 平成19年3月「ASEAN 諸国および日本における中小企業施策」, 第7章 (p 61-70)
- ・小谷絃司著, 2002年「ベトナム経済発展と中小企業」, 経済化学研究所・紀要・第32号
- ・石井昌司著, 2007年9月「ベトナム経済の現状と課題」~ 地場企業が育っているかという観点から ~ , Discussion Paper No 4 (共愛学園)
- ・大場由幸著「ベトナムの中小企業と金融」2010年9月, 「東アジア新時代とベトナム経済」早稲田大学ベトナム総合研究所編, 第6章 p 108-127
- ・渡辺利夫編, 2009年12月「アジア経済読本(第4版)」, 第11章, ベトナム~ 脆弱性をどう克服するか ~ p 265-290
- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株), 2011年3月11日, 調査レポート「ベトナム経

済の現状と今後の展望」

- ・ 日本大学経済学部経済科学研究所，2001年12月「中小企業政策の国際比較」～アジアとヨーロッパを中心に～，p 10~13
- ・ 酒井仁司，高田伸朗著，2000年6月「ベトナムにおける中小企業振興政策」，知的創造 / 2000年6月号，p 54~67
- ・ 東洋経済新報社，2009年9月「ベトナム金融資本市場ハンドブック」第3章，p 67~74
- ・ 大西勝明著，2007年7月「ベトナムの産業発展と企業改革」，専修商学論集
- ・ 関満博・池部亮編「ベトナム / 市場経済化と日本企業」新評論，2004年4月，第9章，p 331~380

(注) 本論文は，筆者「ベトナム中小企業政策と課題に関する考察」(東京富士大学，富士論叢第56巻第1号)平成23年11月1日発行を基にして加筆・修正し，新たな情報を追加したもの。

ベトナムの中小企業政策に関する研究

ベトナムの中小企業振興施策の現状と課題

(研究報告 61)

平成 25 年 1 月 7 日 印 刷

平成 25 年 1 月 17 日 発 行

非売品

著 者 青 山 和 正

発行所 成 城 大 学 経 済 研 究 所

〒157 8511 東京都世田谷区成城 6 1 20

電 話 03(3482)9187 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社